

(農林水産委員会)

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)

(衆議院送付)要旨

本法律案は、近年の景気動向の中で、新たにHACCP手法(危害分析重要管理点方式)を導入するに際し設備投資の面で課題が引き続き存在するとともに、最近における食中毒事故や食品への異物混入、さらには牛海綿状脳症の発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層高まっていることにかんがみ、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、農林漁業金融公庫がHACCP手法の導入等に必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、厚生労働大臣及び農林水産大臣が指定する法人(指定認定機関)が作成する製造過程の管理の高度化に関する基準には、製造過程の管理の高度化の目標に加え、新たに、製造過程の管理の高度化の内容に関する基準を記載しなければならない。

二、食品の製造又は加工の事業を行う者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画(高度化計画)に

は、製造過程の管理の高度化の目標に加え、新たに、製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期を記載しなければならぬ。

三、指定認定機関は、高度化計画の認定を受けた事業者が高度化計画に従って製造過程の管理の高度化を行っていないと認めるときは、高度化計画の認定を取り消すことができる。

四、法律の廃止期限を五年間延長し、平成二十年六月三十日までとする。

五、この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。